

大学祭準備委員会規約

第1章 総則

第1条 本委員会は関西学院大学大学祭準備委員会と称する。

第2条 本委員会は大学祭の安定した運営のもとで関西学院大学の発展に貢献するため、毎年大学祭の開催を提起することを目的とし、関西学院大学学生の自治意識の高揚を目指す。

第3条 本委員会は第2条の目的を達成するために、主に次の活動を行う。

- (1) 大学祭を提起するための全学討論会
- (2) 大学祭実行委員の募集
- (3) 大学祭実行委員会発足の大学への報告
- (4) 学生連盟代議員総会・代表者会議への参加

第2章 組織

第4条 1. 本委員会の入会資格は関西学院大学学生がこれをもつ。

2. 本委員会に入退会した学生は公示されなければならない。

第5条 本委員会は次の機関を設ける。総会、執行部会。また、総務部、情宣部、経理部の各部及び会計監査委員会を設ける。

第6条 1. 本委員会には次の役員を置く。会長、渉外副会長、総務部長、情宣部長、経理部長の各1名。

2. 本委員会会長の選出は互選によるものとする。

3. 渉外副会長、総務部長、情宣部長、経理部長は会長の任命によるものとする。

4. 会計監査委員会は3名以上から構成し、会計監査委員会の中から会計監査委員長を互選する。ただし、役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

5. 本会役員の任期は2月1日より翌年1月31日迄の1年間とする。

第3章 役務

第7条 会長は本委員会を代表とし、会務を統括する。

第8条 渉外副会長は学内他団体との交渉にあたる。

第9条 総務部長、情宣部長、経理部長はその役務を執行する。

第4章 全学討論会

第10条 全学討論会は本委員会が大学祭の提起を行うにあたって、関西学院大学学生の意見を取り入れ、承認を得るための機関である。

第11条 大学祭の提起は全学討論会参加者の承認を得なければならない。

第12条 全学討論会は本委員会会長の招集により開催される。

第13条 1. 全学討論会は全関西学院大学学生の8分の1以上の参加により成立し、出席した関西学院大学学生の過半数で議決される。

2. 参加者が全関西学院大学学生の8分の1に満たなかった場合は全学集会とし、そこで取られた決議は仮決議となり、1週間の公示を必要とし、異議申し立てがなかった場合、この仮決議を決議とすることができる。

第14条 全学討論会は年1回以上開催されなければならない。

第15条 全学討論会の議決内容、決議された大学祭提起案は学内4箇所以上の1週間の公示を必要とする。

第16条 公示の異議申し立ては全関西学院大学学生の20分の1以上の署名によってこれを受け付ける。

第17条 異議申し立てを受け付けた場合、会長は速やかに全学討論会を開催しなければならない。

第5章 大学祭実行委員会委員募集業務

第18条 大学祭実行委員会委員募集業務は会長がこれを行う。

第19条 大学祭実行委員会委員募集業務は全学討論会で決議された提起案の公示期間終了後、直ちに開始する。

第20条 大学祭実行委員会委員募集業務は大学祭実行委員会発足までは本委員会が行い、その後は大学祭実行委員会が行う。

第21条 大学祭実行委員会に入退会した関西学院大学学生は公示されなければならない。

第22条 本委員会会員の大学祭実行委員会への入会はこれを妨げない。

第6章 会計

第23条 本委員会の経費は大学からの助成金、その他をもってこれにあてる。

第24条 前年度の余剰金は次年度の予算にこれを組み入れる。

第25条 1. 本委員会の会計監査は会計監査委員会がこれを行う。

2. 本委員会の会計の承認・報告は学生連盟代議員総会において行う。

第26条 本委員会の会計年度は4月1日から3月31日迄とする。

第7章 規約改正

第27条 本規約の改正は全関西学院大学学生の8分の1以上の連署によって発議が成立し、その後全関西学院大学学生の過半数の賛成を得た場合のみ行われる。

第28条 改正した規約は可決直後から発効する。ただし、施行日時が定められている場合、これに従う。

第8章 補則

第29条 1. 本規約は平成7年6月26日からこれを施行する。

2. 本規約は平成28年4月1日からこれを改正施行する。

第30条 本委員会の顧問として関西学院大学学生生活動支援機構副機構長(学生部長)がこれにあたる。

第31条 本委員会の細則は別にこれを定める。

第32条 大学祭実行委員会は規約をもつことができる。

大学祭準備委員会規約に関する細則

本細則は本委員会の機関・会務について定めるものである。

第2章・第5条に関する細則

(1)【総会】本委員会は最高議決機関として総会を設ける。

1. 総会は原則として年4回以上開催される。

2. 総会は会長の招集によって開催される。また、本委員会会員の5分の1以上の発議があった場合に会長はこれを招集しなければならない。

3. 総会は次の事項を審議する。

- ・会長の選出
- ・役員承認
- ・その他役職及び機関の設置
- ・予算及び決算承認
- ・会計監査委員の選出
- ・本委員会内での提起案承認
- ・その他重要事項

4. 総会は本委員会会員の過半数の参加により成立し、出席した本委員会会員の過半数の賛成で議決される。

5. 渉外副会長を議長として、また総務部長を書記として置く。
- (2) 【執行部会】 執行部会は本委員会各部の連絡調整機関である。
1. 執行部会は会長、渉外副会長、総務部長、情宣部長、経理部長をもって構成される。
- (3) 【総務部】 総務部は本委員会の庶務関係事務全般を行う。
- (4) 【情宣部】 情宣部は大学祭実行委員会発足までの大学祭開催に関するあらゆる情宣活動を行う。
- (5) 【経理部】 経理部は本委員会の会計に当たる。
- (6) 【会計監査委員会】 会計監査委員会は本委員会の経費の運用についての監査を行う。

第2章・第6条・第2項に関する細則

【大学祭準備委員会会長選挙】

1. 選挙の管理及び選挙事務の管理は大学祭準備委員会会長選挙(以下、会長選挙) 選挙管理委員会が行う。
2. 会長選挙 選挙管理委員は総会において3名選出される。
3. 会長選挙 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によって選出される。
4. 役員は会長選挙 選挙管理委員を兼ねることができない。また、会長選挙 選挙管理委員は会長に立候補することができない。

その他

(1) 【大学祭実行委員会委員長選挙】

1. 選挙の管理及び選挙事務の管理は大学祭実行委員会委員長選挙(以下、委員長選挙) 選挙管理委員会が行う。
2. 委員長選挙 選挙管理委員は大学祭準備委員会役員がこれを担う。
3. 委員長選挙 選挙管理委員長は会長がこれを担う。
4. 委員長選挙 選挙管理委員は大学祭実行委員会委員長に立候補することができない。

(2) 【改正】

本細則は本委員会会員の4分の1以上の発議によって成立し、3分の2以上の賛成をもって成立する。

(3) 【施行】

本細則は平成28年4月1日からこれを改正施行する。